

## 合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月18日

### I 基礎情報

都道府県・市名	広島県・呉市（くれし）
合併期日	平成17年3月20日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	広島県呉市中央4丁目1番6号（旧呉市）
人口（合併直近の国調）	259,224人（*1 平成12年国調）
面積	353.25km <sup>2</sup> （*2 平成13年10月1日現在）
議員定数	34人（条例定数）[*3 定数特例により46人]
関係市町村名	呉市，音戸町，倉橋町，蒲刈町，安浦町，豊浜町，豊町

(\*1) 下蒲刈町(平成15年4月1日合併施行)分2,223人及び川尻町(平成16年4月1日合併施行)分10,380人を含む

(\*2) 下蒲刈町分8.71km<sup>2</sup>及び川尻町分16.85km<sup>2</sup>を含む

(\*3) 定数特例を採用した下蒲刈選挙区1人及び川尻選挙区2人を含む

### II 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	議員数 (人)	高齢化比率 (%)
	呉市	215,762	171.93	34+1+2	21.5
音戸町	15,084	18.73	3	24.1	
倉橋町	7,593	54.44	1	34.0	
蒲刈町	2,741	18.89	1	41.6	
安浦町	12,913	63.53	2	22.3	
豊浜町	2,175	11.65	1	48.5	
豊町	2,956	14.08	1	48.8	
合計	—	259,224	353.25	46	—

H12国調データ

H12国調データ

### III 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計 (千円)	地方税 (千円)	地方交付税 (千円)	指定団体等の指定状況	財政力指数
	呉市	82,418,561	26,441,759	13,079,389	公防・過疎・辺地	0.652
音戸町	6,019,430	1,224,346	1,455,899	指定なし	0.440	
倉橋町	3,795,841	702,088	1,601,650	過疎	0.293	
蒲刈町	3,486,022	167,424	1,284,571	過疎	0.138	
安浦町	5,835,448	1,064,802	1,587,514	農工導入	0.405	
豊浜町	2,371,888	95,835	1,116,936	過疎・辺地・離島	0.090	
豊町	3,232,588	144,642	1,342,268	農工導入・過疎・辺地・離島	0.115	
合計	—	107,159,778	29,840,896	21,468,227	—	—

## Ⅸ 合併の概要

本市における法定協議会の設置と協議の進行について

平成17年3月20日に合併した、呉市・音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町における法定協議会は、各市町毎にそれぞれ個別に設置したものであるが、合併の方式や合併の期日等、それぞれに共通する項目については、8回の合同会議において確認し、合併関係町の独自事業や建設計画等、各町固有の項目については、2回の個別協議会において確認している。

### 呉市・音戸町合併協議会

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年9月18日	解散年月日：平成17年3月19日
内容	①合併協定項目に関する協議・決定 ②新市建設計画の策定 ③各種広報事業の実施 等	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成26年度	
基本計画の主要項目	1 特定環境保全公共下水道整備事業 2 生涯学習施設等建設事業 3 漁業集落環境整備事業 等	
旧市町村庁舎の利活用	支所、地域振興室(福祉・経済・農林水産等対応窓口)	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 3 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： 一 年 一 ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：55万円	
地域審議会の設置について	無	
内容	該当なし	
地方税に関する特例	有	
内容	呉市と音戸町で税率の異なるもの(法人住民税法人税割)については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度(平成16年度～平成21年度)は不均一課税を実施することとした。	
合併特例債発行限度額 (億円)	<p>合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2)により、呉市と音戸町との合併による合併特例債発行限度額は、</p> $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}218,243\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1) \\ \times (\text{増加人口}15,084\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.167 + \text{係数}0.833) \times (2 - 2 / 2\text{団体}) \\ = 18,114\text{百万円 (標準全体事業額)}$ <p>起債充当率95%より 合併特例債発行限度額 = 18,551百万円</p> <p>(参考) ただし、呉地域における合併特例債の算定方法については、上記のような1市1町毎の計算によらず、合併協議団体1市8町(呉市・下蒲刈町・川尻町・音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町)が一括合併するものとして計算し、算出された標準全体事業額を1市8町で按分する案で調整している。</p> $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}259,224\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1) \\ \times (\text{増加人口}56,065\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.083 + \text{係数}1.250) \times (2 - 2 / 9\text{団体}) \\ = 54,891\text{百万円 (標準全体事業額)}$ <p>起債充当率95%より 合併特例債発行限度額 = 52,146百万円 (1市8町分)</p>	

呉市・倉橋町合併協議会 \*省略した項目は呉市・音戸町合併協議会に同じ。

基本計画の主要項目	1 一般県道中大迫清田線改良事業 2 特定環境保全公共下水道事業 3 小規模農業基盤整備事業 等	
議会の議員の定数に関する特例	(有)・無	有の場合： 1名
合併特例債発行限度額 (億円)	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（特例法第11条の2）により、呉市と倉橋町との合併による合併特例債発行限度額は、 $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}210,752\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1)$ $\times (\text{増加人口}7,593\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.333 + \text{係数}0.667) \times (2 - 2/2\text{団体})$ $= 16,557\text{百万円 (標準全体事業額)}$ 起債充当率95%より 合併特例債発行限度額 = 15,729百万円	

呉市・蒲刈町合併協議会 \*省略した項目は呉市・音戸町合併協議会に同じ。

基本計画の主要項目	1 特定環境保全公共下水道整備事業 2 農業集落排水事業 3 農村振興総合整備事業 等	
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 1名
合併特例債発行限度額 (億円)	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（特例法第11条の2）により、呉市と蒲刈町との合併による合併特例債発行限度額は、 $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}205,900\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1)$ $\times (\text{増加人口}2,741\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.333 + \text{係数}0.667) \times (2 - 2/2\text{団体})$ $= 13,649\text{百万円 (標準全体事業額)}$ 起債充当率95%より 合併特例債発行限度額 = 12,967百万円	

呉市・安浦町合併協議会 \*省略した項目は呉市・音戸町合併協議会に同じ。

基本計画の主要項目	1 安浦駅北土地区画整理事業 2 公共下水道事業 3 特定環境保全公共下水道事業 等	
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 2名
合併特例債発行限度額 (億円)	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（特例法第11条の2）により、呉市と安浦町との合併による合併特例債発行限度額は、 $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}216,072\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1)$ $\times (\text{増加人口}12,913\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.167 + \text{係数}0.833) \times (2 - 2/2\text{団体})$ $= 18,876\text{百万円 (標準全体事業額)}$ 起債充当率95%より 合併特例債発行限度額 = 17,932百万円	

呉市・豊浜町合併協議会 \*省略した項目は呉市・音戸町合併協議会に同じ。

基本計画の主要項目	1 基盤整備促進事業 2 漁業集落環境整備事業 3 C A T V施設改良事業 等	
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 1名
合併特例債発行限度額 (億円)	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（特例法第11条の2）により、呉市と豊浜町との合併による合併特例債発行限度額は、 $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}205,334\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1)$ $\times (\text{増加人口}2,175\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.333 + \text{係数}0.667) \times (2 - 2/2\text{団体})$ $= 13,310\text{百万円 (標準全体事業額)}$ 起債充当率95%より 合併特例債発行限度額 = 12,644百万円	

呉市・豊町合併協議会 \*省略した項目は呉市・音戸町合併協議会に同じ。

基本計画の主要項目	1 みかんメッセージ館整備事業 2 農業集落排水事業 3 町道改良事業 等	
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 1名
合併特例債発行限度額 (億円)	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（特例法第11条の2）により、呉市と豊町との合併による合併特例債発行限度額は、 $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}206,115\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1)$ $\times (\text{増加人口}2,956\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.333 + \text{係数}0.667) \times (2 - 2 / 2\text{団体})$ $= 13,778\text{百万円 (標準全体事業額)}$ 起債充当率95%より 合併特例債発行限度額 = 13,089百万円	

## V その他

協議された事項 (*6 法定協議会共通)	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)	
	1 合併の方式 2 合併の期日 3 財産及び公の施設の取扱い 4 議会の議員の定数及び任期の取扱い 5 農業委員会の取扱い 6 地方税の取扱い 7 一般職の職員の身分の取扱い 8 特別職の身分の取扱い 9 行政組織機構の取扱い 10 一部事務組合等の取扱い 等	
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。	
	特になし	